

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第十号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和四十五年佐賀県規則第四十号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（平成二十四年佐賀県条例第三十二号）附則第二項の規定により同条例による廃止前の風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年佐賀県条例第十九号）の規定がなお効力を有することとされる場合におけるこの規則による廃止前の風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。